

平成31年2月22日

関係各位

一般社団法人 日本ソーイング技術研究協会
理事長 御園 慎一郎

技能実習制度セミナーの開催について

向春の候、関係各位に於かれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

一昨年、11月1日に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行されました。

同法は、技能実習に関し、技能実習計画の作成及び認定並びに監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設けるなどにより、技能実習の適正な実施並びに技能実習生の保護を図ろうとするものです。

加えて、本年4月1日より「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置の一部を改正する法律」が施行されます。現行の技能実習制度と新法との兼ね合いなど詳細は分かりませんが各位に於かれましては、有効な活用も期待されるところです。

同法は、新たな外国人材受入のための在留資格が創設され、これに伴い出入国在留管理庁が法務省の外局として設置されます。

当協会に於いては昨年に引き続き、外国人技能実習機構をはじめ、名古屋入国管理局、愛知労働局及び愛知県警察本部の御指導と御支援をいただき「技能実習制度の現状」と題してセミナーを開催することとしました。詳しくは当協会事務局までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

一般社団法人 日本ソーイング技術研究協会
事務局 北岡
電話：052-238-2256